

南国市持続化支援給付金【個人事業者】

新型コロナウイルスの影響により、事業収入が前年より20%以上減少した南国市内の事業者に対して、事業継続を支えていくための南国市独自の給付金を支給します。
※国の持続化給付金の給付を受けていても申請できます。

■対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ・ 2019年以前から市内に事業所等を置く個人事業者、又は事業所等を置かない形態で事業を営み、2019年以前から市内に住所を有し居住する個人事業者
- ・ 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの
- ・ 新型コロナウイルスの影響等で、2020年3～12月のうち連続する3か月（対象期間）の月平均事業収入が下記のとおり減少しているもの
 [青色申告決算書を提出するもの、月次の事業収入の変動が大きい農業者等]
 対象期間の前年同期の月平均事業収入と比べて20%以上減少
 [青色申告決算書を提出しないもの、農業者等]
 2019年の月平均事業収入と比べて20%以上減少
- ・ 公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体等でないもの

■支援金額

$$\left[\begin{array}{l} 2019年の \\ 年間事業収入 \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 対象期間のうち任意の一月の \\ 事業収入 \times 12 \end{array} \right]$$

給付上限額：20万円

（例 白色申告事業者の場合）

2019年事業収入600万円、2020年3月事業収入70万円・4月20万円・5月21万円とする

[対象となるかの判定]

2019年月平均収入：600万円 ÷ 12 = 50万円

2020年3か月平均収入：3か月合計111万円 ÷ 3 = 37万円

37万円は50万円から26%減少 ⇒ **対象事業者に該当**

[給付額の算定]

任意のひと月に4月を選ぶ → 20万円 × 12 = 240万円

600万 - 240万 = 360万円

上限額20万円と360万円を比較 ⇒ 少ない方の**20万円**が給付額となる

■提出書類

- ・ 申請書（市のHPからダウンロードまたは市役所窓口等）
- ・ 2019年分確定申告書第1表の控えの写し（収受日付印がある、または電子申告受信通知を添付するもの）
 ※確定申告の義務がない等の場合は、市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えの写しでも代替できます。
- ・ 2019年分青色申告決算書の控えの写し（月間事業収入の記載があるもの）
- ・ 対象期間の月間事業収入がわかるもの
- ・ 振込先口座の確認ができる通帳の写し
- ・ 本人確認書類の写し

■申請受付期間

郵送受付 2021年1月29日（金）消印有効
窓口受付の場合は2021年1月29日（金）まで

■申請方法

郵送または市商工観光課窓口での申請による

●郵送先

〒783-8501 南国市大桶甲2301

南国市商工観光課 持続化支援給付金担当宛

【問い合わせ】

（商工業者等の場合）

南国市役所商工観光課

電話番号：088-880-6560

（農林漁業者の場合）

南国市役所農林水産課

電話番号：088-880-6559

受付時間：9時～17時（土日祝日除く）